

令和2年4月28日策定

令和2年5月26日改定

令和2年8月19日改定

府中市新型コロナウイルス感染症緊急対応方針

新型コロナウイルス感染症が拡大し、都市部を中心に感染者の増加傾向が顕著となる中で、国は、令和2年4月7日に新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、緊急事態宣言を発出しました。このことを受け、東京都は、同月10日には緊急事態措置等を実施することを決定し、都民への外出自粛と多くの事業者への休業を要請することとなりました。その結果、感染症の拡大は収束傾向となり、5月25日をもって緊急事態宣言は解除され、市民生活や地域経済の活動レベルは段階的に引き上げられましたが、このことに伴い、都内の感染者数は再び増加傾向にあります。今後は、暮らしや働く場での感染拡大を防止するための習慣「新しい日常」を定着させ、感染拡大防止と経済再生の両立を図っていく必要があります。

このような中で、国及び東京都では、様々な視点から緊急対策を講じることとしており、順次、その具体化が進められています。本市においても、これらの状況を踏まえつつ、市民や事業者の皆様にもっと近い基礎自治体として、感染症拡大の収束に目途がつくまでの間に加え、その後の回復期において、行き届いた対策を講ずる必要があるものと考え、市民生活や小規模事業者等の事業継続のための支援などを柱とした緊急対応について、次のとおり方針をまとめました。今後は、この方針に基づき、必要な予算措置を講じ、多様な施策を機動的に展開していきます。

1 生活支援対策

- (1) 国が主導する給付金の支給について迅速な対応を行います。
 - ア 外出自粛や人との接触を最大限減らす必要がある中で、家計への支援を目的とする特別定額給付金の支給について、迅速な対応を行います。
 - イ 児童手当を受給する子育て世帯に対し、対象児童1人につき1万円を上乗せする臨時特別給付金の支給について、迅速な対応を行います。
 - ウ 子育てと仕事を1人で担うひとり親世帯に対するひとり親世帯臨時特別給付金の支給について、迅速な対応を行います。
- (2) 学校の休校や保育所の登園自粛などに伴う、食事や家庭学習などの負担の増加を踏まえ、子育て世帯への支援を拡充します。
 - ア 児童手当、児童育成手当と児童扶養手当を受給する子育て世帯に対し、国の児童手当への上乗せに加えて、それぞれに市独自の臨時特別給付を行います。

- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により、認可保育所や学童クラブ等を休園する場合や、市が登園自粛を要請する場合には、保育料を減額するなど、利用者負担の軽減を図ります。また、認証保育所等についても、認可保育所等と同様の利用者負担の軽減を図れるように、運営事業者に対する支援を行います。
- (3) 新型コロナウイルス感染症の影響による収入減少などにより、就学が困難となった者等に対する支援を行います。
- ア 家計が急変し、経済的に困窮している世帯等に対して、基準を緩和することで、給食費や学用品費等の負担への支援を行います。また、奨学資金を受けている者に対し資金の先払いを行うほか、償還の猶予を行います。
- (4) 生活に困窮する者等に対するセーフティネットの強化を図ります。
- ア 社会福祉協議会において、休業や失業により生活が困窮する世帯に対して、引き続き、生活資金の貸付けを行います。
- イ 国が住居確保給付金の対象と求職要件を緩和したことを受け、就労能力や就労意欲のある者が、休業等に伴う収入減少で離職や廃業と同程度の状況にあり、住居を失うおそれが生じている場合に、当該給付金を支給するとともに、住居及び就労機会の確保に向けた支援を行います。
- ウ 国民健康保険の加入者で、新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して、傷病手当金を支給します。
- (5) 市民生活のあらゆる面における影響を勘案し、市税等の支払期間を猶予するなど、税制面等からの支援を行います。
- ア 市税や介護保険料、国民健康保険等について、減免や支払猶予等を行います。
- イ 市営住宅家賃や下水道料金について、支払猶予を行います。
- ウ 介護保険サービスの利用に係る自己負担分について減免を行います。
- (6) 感染拡大により生じる地域課題の解決に向けた取組を支援します。
- ア 市民活動団体等が地域課題の解決に資する事業を実施する場合に、奨励金の交付を行います。

2 経済支援対策

- (1) 新型コロナウイルス感染症の影響により厳しい状況にある小規模事業者等の事業活動の継続に向けた支援を行います。
- ア 日本政策金融公庫が実施する経営改善資金融資（マル経）の利子分について補助を行い、実質無利子化を図ります。
- イ 新型コロナウイルス感染症の影響により売上げが減少した小規模事業者の販路開拓等にかかる費用の一部を補助します。
- ウ 売上げの減少により、中小企業事業資金あっせん制度を利用する場合に、借入れの際に必要な信用保証料を全額補助します。

エ 売上が前年同月比で50パーセント以上減少した市内中小企業等に対し、市独自の支援金の支給を行います。

- (2) 新型コロナウイルス感染症拡大により影響を受けた市内経済の回復と市民への経済支援を目的とした地域振興施策を展開します。

ア 市内の消費を喚起し、市内経済の活性化を図るため、40パーセントのプレミアム付き商品券を発行します。

3 新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策

- (1) 国や東京都の自粛要請を踏まえ、市立小中学校の休校、保育所や学童クラブの原則休園を始め、多くの公共施設を休館としてきたほか、市が主催する各種イベントのうち、感染拡大が懸念されるものについても中止としてきました。緊急事態宣言の解除後は、国や東京都が示す基準を参考にしながら、施設の再開や運営、イベントの開催について、感染拡大防止に十分に配慮した適切な対応をしていきます。

- (2) 高齢者や障害者、外国人等への情報提供など、受け手に応じた伝え方の配慮も含め、感染拡大の防止に向けた周知を行います。

ア 国から提供される情報などを活用し、適宜、市民への必要な情報の提供を行います。特に、咳エチケットや正しい手洗いを始め、「3つの密」を避ける行動の徹底など、新型コロナウイルスを想定した「新しい生活様式」について、様々な手法を活用した周知を行います。

- (3) 医療機関や福祉サービス事業者など、市民生活の基盤を支える事業者等が、感染症の拡大防止に必要となるマスクや消毒液を確保すること等に対して支援を行います。

- (4) 東京都多摩府中保健所や府中市医師会と連携し、PCR検査センターの運営支援など、新型コロナウイルス感染症に関する検査体制等の構築に向けた取組を進めます。

- (5) 市職員の勤務体制については、新型コロナウイルス感染症の収束までの本市を取り巻く状況の変化に応じ、接触機会の低減を図るための時差勤務の積極的な活用など、適切な対応を継続します。

- (6) 妊婦の感染を予防するための支援を行います。

ア 保健師等の面接を受けた妊婦に対し、衛生用品や健診等の際のタクシー移動に使えるチケット等を配付します。

- (7) 災害発生時に開設する避難所における感染拡大を防止するため、必要な備蓄品の準備を進めるほか、避難所の増設や避難スペースの拡充を図ります。

4 小中学校の臨時休校等に伴う学習支援対策

新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための市立小中学校の臨時休校や段階的な学校再開という経験を踏まえ、ICT等を活用することで、緊急時における児童・生徒の学びを保障できる環境整備を行います。

ア インターネットを通じた学習教材の提供と支援員の配置を行うほか、各家庭の学習環境に応じた必要な支援を行います。

イ 児童・生徒1人1台のタブレット端末の導入とこれに伴う校内通信ネットワークの整備を進めます。

5 相談機能・情報発信の強化

- (1) 新型コロナウイルス感染症の拡大防止に伴う外出自粛や働き方の変化、事業活動の自粛などにより生じる様々な問題に対する相談機能を強化し、きめ細かな相談に対応していきます。
- (2) 緊急対応方針に基づき、市が実施する取組について、多様な媒体を活用して情報を発信するほか、外出自粛時の子どもの学習や子育て、健康づくりなど、緊急時の市民生活において必要な情報を、市民の立場に立って提供します。

6 状況に応じた緊急対応方針の見直し等

本方針は、現時点における各対策の方向性を取りまとめて示したものであり、国や東京都の動向や市民生活の変化等に対応し、随時、適切な見直しを行っていきます。

また、新型コロナウイルス感染症対策に対する寄附金の受付窓口を設置し、寄附による支援を希望する方の想いを確実にお受けできる仕組みを構築します。